

2022年11月通常会議 意見書案に対する討論

2022年12月22日

柏木敬友子

私は、本議会に提出されています

意見書案第33号 原発運転期間を原則40年とする規定の削除方針の撤回を求める意見書、

意見書案第34号 介護保険制度の改悪を撤回し誰もが安心して利用できる制度に改善を図ることを求める意見書、

意見書案第35号 生活保護制度の基準引上げ等の改善を求める意見書についての賛成討論を行います。

まず、意見書案第33号についてです。

2011年3月の東京電力福島原発事故から12年になろうとしています。当時、15万人の人たちが避難を強いられ、日常を根こそぎ破壊され、家族はばらばらに、なりわいも失うことになりました。避難区域でなくても放射線管理区域並みの汚染された地で被曝と隣り合わせの生活の中では、特に放射線感受性が高い子どもを持つ人の苦悩は深いものでした。

しかし、福島原発事故を忘れたかのように、岸田政権が昨年10月に決定した第6次エネルギー基本計画では、原発を唯一のベースロード電源と位置づけ、2030年度の発電量の20から22%を原発で賅うとしました。これは、27基もの原発を再稼働させるということになり、今の稼働9基の3倍の原発を動かすということになります。この原発依存のエネルギー政策に基づいた方針の具体化が経済産業省の審議会で盛り込まれた原発の建て替えや原発運転期間の原則40年のルール削除の運転延長などを盛り込んだ行動指針案です。今後、岸田首相が議長を務めるグリーントランスフォーメーション実行委員会で基本方針を決定後、来年の通常国会に提出予定です。

こうした政府の動きがある中、本意見書案では、少なくとも原発運転期間の40年ルールの削除方針の撤回を求めています。福島第一原発事故後、2012年、原子炉等規制法の改正で、運転することができる期間は40年とし、1回限りの延長は20年を超えないとしました。しかし、経済産業省は運転停止をしていた期間は運転できる期間に入れなかったのです。こうなると、40年どころか70年以上でも原発を稼働できるということになります。

例えば、福井県には稼働40年を超える老朽原発が3基ありますが、美浜原発3号機は稼働して46年、そのうち東日本大震災後とテロ対策施設整備で約11年間停止をしていました。その運転停止期間の11年を引くと70年以上の稼働が可能になります。原発の危機は、苛酷な環境にさらされるため、老朽化による事故が頻発しています。2004年に死傷者11人を出した美浜原発3号機の蒸気噴出事故は、老朽化による配管の減肉を放置していたことによるものです。

原子炉は、温度や圧力の変動による刺激や中性子の照射を長期間浴び続けることで金属

材料がもろくなり、ひび割れなどの原因になります。コンクリートの劣化も指摘されています。日本は地震国であり、自然災害が相次ぐ中、老朽原発を動かすことはあまりにも危険です。福島第一原発のような事故を二度と起こさないよう、原発運転期間を原則 40 年とする規定の削除方針の撤回を求める意見書案へ議員各位の賛同を強く呼びかけます。

次に、意見書案第 34 号についてです。

介護保険制度は、介護の社会化を目指して制度化されたものです。しかし、2000 年に制度化されて以来、保険料の負担は2倍となり、一定所得以上の方は利用料が2割、3割となりました。特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上でないと対象ではなく、入所待ちは深刻です。介護殺人は後を絶たず、大津市でも今年 86 歳の夫が 86 歳の妻を手にかけてしまったという老老介護の悲しい事件がありました。夫は鬱状態であったということです。補充裁判員も務めた方は、自分も将来、一步間違えれば同じ状況になることもある。身につまされたと記者会見で話されました。

このように、介護殺人を他人事でないと感じる状況にさらに拍車をかけるのが 2024 年介護報酬改定に向けた見直し議論です。意見書案にありますように、厚生労働省は、介護保険の利用料2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1、2の介護保険外しなど、7項目の負担増、給付削減を一括して提案してきました。これに対し、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本認知症グループホーム協会、日本介護支援専門員協会など、8団体が反対の要望書を出し、認知症の人と家族の会が取り組まれた署名は短時間で 20 万人を超えるなど反対の世論が高まり、19 日、社会保障審議会で結論を来年に先送りとなりました。来年の通常国会に提出見込みの介護保険法改定には盛り込まれませんが、議論は来年も続けるとして、できることは進めて、政府の裁量で大幅な負担増が強行される危険があります。これ以上介護の負担増や給付削減を押しつける制度改悪をやめ、サービスの充実、介護の人手不足の解消など、誰もが老後を穏やかに安心して過ごせる制度へ改善を図ることを求める意見書案に議員各位の賛同を求めるものです。

最後に、意見書案第 35 号についてです。

止まらない物価高騰は、全世帯を直撃しています。特に、低所得の世帯は深刻です。冷え込みが厳しい中、灯油は使わないように、ストーブを入れずに布団にくるまっている。18 リットルが 2,000 円を超え、とても使えないという声をお聞きしています。

意見書案にありますように、生活保護基準は扶助を受けている人だけでなく、小中学生の就学援助や個人住民税非課税限度額の算定、保育料減免など、社会政策を利用している低所得世帯全般に大きな影響を及ぼします。安倍政権は、生活保護基準は2013年から2015年、2018年と連続して過去最大規模の引下げを強行し、生活保護受給者の約9割に深刻な影響を与えました。

生活保護基準の引下げは、憲法第 25 条に反すると取消しを求めて全国 1,000 人の方が生活保護訴訟を闘っておられます。この命のとりで裁判は、大阪、熊本、東京、横浜地裁が引下げは違法だとする原告勝訴の判決が言い渡されています。大津地裁では、9月 27 日に

82歳の原告の男性が口頭陳述をされています。陳述では、2013年8月に月1,350円、さらに2015年に月1,400円減らされ、現在は1日2食のおかゆで過ごし、壊れた冷蔵庫、エアコンの修理もできない。親戚の葬式にも旅費が工面できずに参列できなかったと、保護基準が引き下げられる中で、憲法第25条に掲げられた生活と程遠い実態を述べられました。この口頭陳述以降も物価はどんどん上がり続けています。この寒さを考えれば、意見陳述された方はこの冬をどう乗り切られるのか心が痛みます。コロナと物価高騰の波は生活保護世帯、低所得者世帯の暮らしの厳しさに追い打ちをかけています。冬季加算の引上げ、夏季加算の新設をはじめ憲法に明記された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する生活保護基準の引上げを求めるため、本意見書案に議員各位の賛同を強く呼びかけます。

以上、討論とします。